

岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会設置要綱

(制 定 平成19年3月23日)

(最終改正 令和 5年4月 1日)

(設置)

第1 岐阜県における保護上重要な野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的知見に基づき、種の生息状況や生息地の現状についての的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方等について、生物科学的な観点から検討する必要がある。

平成13年3月に発刊した岐阜県版レッドデータブックの改訂にあたり、その再評価と希少野生生物の保護を通じて岐阜県における生物多様性保全のための専門的事項の検討をするため、岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 岐阜県における保護上重要な野生生物の種の選定に関する事項
- (2) 岐阜県版レッドデータブックの改訂に必要な専門的事項
- (3) 岐阜県における生物多様性保全に必要な専門的事項
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3 委員会は、野生生物の各分類群における代表的な研究者、学識経験者及び行政関係者である委員16名以内をもって構成する。

2 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委員)

第4 委員の任期は、検討事項の検討が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会には、委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会の議事運営に当たる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(招集)

第6 委員会は、岐阜県環境生活部環境生活政策課長が招集する。

(事務局)

第7 委員会の事務局は、岐阜県環境生活部環境生活政策課に置く。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。